

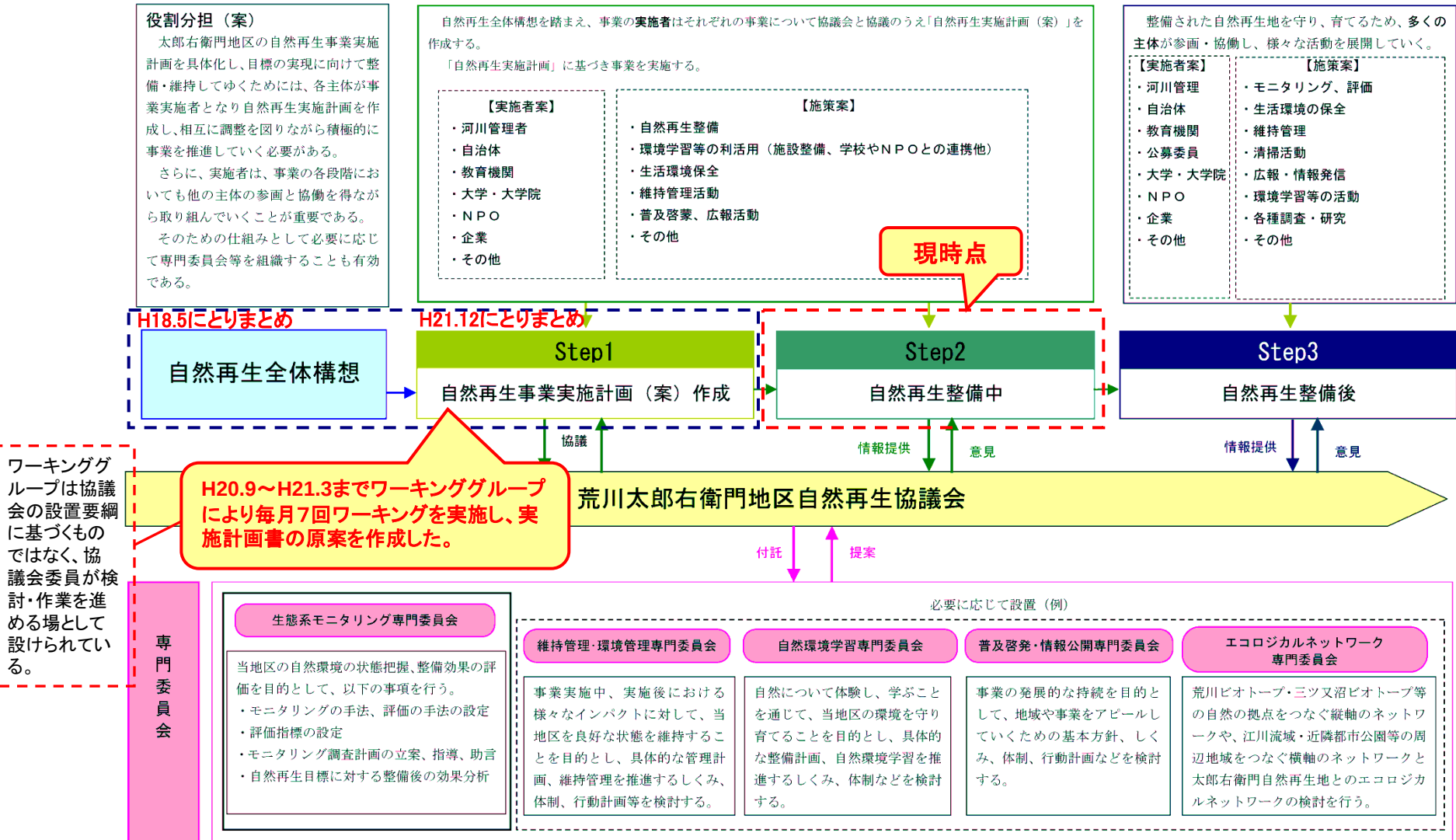
管理目標ワーキング(仮称)について

管理目標ワーキング(仮称)について

1. 既設置のワーキング

(1). 協議会の役割分担とワーキングによる検討の実績

- 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会では、実施計画の作成に際して、ワーキンググループを立ち上げて検討を進めた。



管理目標ワーキング(仮称)について

1. 既設置のワーキング

(2). ワーキングの目的・進め方

- 実施計画書を検討した既存のワーキンググループは、実施計画書の維持管理に関する内容の具体化を目的とし、協議会委員のなかから誰でも参加可能な組織として設置されました。
- 既存のワーキンググループは実施計画の作成とともに終了し、新たなワーキングを設けることとします。

既存ワーキングについて

○目的

H20.9.25に開催された第1回ワーキング資料より

荒川太郎右衛門地区自然再生事業については、平成18年5月にとりまとめた「自然再生全体構想」に、基づき、現在、荒川上流河川事務所が「当面の実施者」となり、実施計画原案の策定作業を進めているところです。

本事業の実施計画原案に盛り込まれる「維持管理」に係わる分野については、樹林や湿地の日常的な管理方法、環境学習や安全利用など分野が多岐にわたることが予想され、また、実際に「維持管理」を行うにあたっては、河川管理者である荒川上流河川事務所のほか、埼玉県、沿川自治体、NPOや地元住民の方々など多様な参画が期待されます。

このため、「維持管理」に係わる分野については、**原案策定の作業段階において、協議会委員の幅広い意見を伺いながら作業を進めていくことが、より実効性の高い原案づくりに有効であるとの考えから、荒川上流河川事務所と協議会委員と一緒に作業・検討する場としてワーキンググループを新たに設置**するものです。

○進め方

- ・ワーキンググループは、実施計画原案の「維持管理」にかかる事項を念頭に、**どのような内容を具体的に盛り込んでいくかについて議論**します。会議に必要な資料の作成やとりまとめは、荒川上流河川事務所が行います。
- ・ワーキンググループには、**協議会委員は誰でも参加**することができます。参加人数が多い場合や、検討する内容によっては、**いくつかの班に分けて議論する**など柔軟に進めていきます。
- ・ワーキンググループでいただいた意見は、**荒川上流河川事務所が実施計画原案に反映させ、運営委員会を経て、協議会に諮ります。**

既存ワーキングに取り扱いについて

既存のワーキンググループは実施計画書の原案作成により役割を終了

残された主な課題

- ・目指す自然の姿を維持するために必要な管理をするべき
- ・自然のイメージはメンバーによって異なり、あるべき姿を議論する必要がある
- ・貴重種保全のための繊細な情報の提供や公開が必要
- ・不適切な取水や盛土などへの対応 等

既存のワーキンググループは終了する。

既存のワーキンググループで結論のでなかった課題は、引き続き、新たなワーキングで議論を行う。

管理目標ワーキング(仮称)について

2. 管理目標ワーキング(仮称)の進め方

(1). ワーキングの目的・進め方

- 平成23年度から実施する整備や維持管理の内容の具体化のために、新たに「管理目標ワーキング」を設置する。

管理目標ワーキング(仮称)の設置・目的と進め方(案)

新たに管理目標ワーキンググループ(仮称)(以下「管理目標WG」と呼ぶ)を設置して、具体的な管理目標について検討を行う。

○目的

平成21年12月にとりまとめた「自然再生実施計画書」に基づき、平成23年度から実施する、旧流路の保全、湿地および止水環境の拡大、河畔林の保全(ハンノキ林の保全・再生)と、整備済みの箇所から順次必要となる維持管理の内容について、荒川上流河川事務所と協議会委員と一緒に作業・検討を行う。

○検討の条件および制限

- ・工事箇所の自然のイメージについては、秋までに結論を出すこととし、秋からは実際に工事に着手することになります。
- ・維持管理の方法については、工事を実施した箇所から順次検討を行い、具体的に実施していくことになります。
- ・事業を継続していくためには、実施計画で定めた内容の速やかな実施と、効果の発現が求められるため、管理目標WGでは着実に成果があげられるよう前向きな作業・検討を実施して頂くことになります。
- ・管理目標WGは決定機関ではなく、案の作成を行うものであり、決定は協議会が行います。

○進め方

- ・管理目標WGは、実施計画に基づき平成23年度から実施する工事箇所の保全・再生の管理目標を、その後の維持管理の方法も含めて検討を行います。
- ・検討に際しては、生態系モニタリング専門委員会の意見を聞くこととし、検討・作業の途中経過を協議会に報告しつつ進めます。
- ・事務局は荒川上流河川事務所が行い、会議に必要な資料の作成・とりまとめは事務局が行います。
- ・協議会委員からの公募メンバー(実際に維持管理作業等に関われる方)により検討を進めることとします。
- ・管理目標WGで作業・検討を行った成果は、運営委員会を経て、協議会に諮ります。

管理目標ワーキング(仮称)について

2. 管理目標ワーキング(仮称)の進め方

(2). スケジュール

●管理目標WGは春・夏に集中的に実施し、実施する箇所の管理目標について検討します。

管理目標WGに関するスケジュール(案)

第26回協議会 (H22.11.27)	管理目標ワーキングの立ち上げ了承
第27回協議会 (H23. 3. 5)	管理目標ワーキングの目的・進め方について報告
第1回 管理目標WG (H23.5頃)	WGの進め方の確認、上池掘削の基本方針について検討、河畔林保全・再生の当面の実施箇所について検討、維持管理の方針についての複数案のイメージ作成、その他随時検討が必要な項目を抽出
第2回 管理目標WG (H23.7頃) ※生態系モニタリング専門委員会同時開催	上池掘削の基本方針、河畔林保全・再生の当面の内容、維持管理の内容についての複数案の具体化(図面等)をもとに現地視察を行い、その後に討議し、望ましい案を抽出 生態系モニタリング専門委員会と同時開催とする。
第 回運営委員会 (H23. 7頃)	管理目標WGの検討・作業の中間報告及び、方向性の確認について協議会へ諮るため協議を行う。
第28回協議会 (H23. 8頃)	管理目標WGの検討・作業の中間報告を行い、方向性の確認・修正を実施
第3回 管理目標WG (H23.9頃)	最終案について議論を行い案のとりまとめ、その他、秋以降の検討方針を議論
生態系モニタリング専門委員会 (H23.9頃)	管理目標WGがとりまとめた最終案について報告、内容の検討・修正
第 回運営委員会 (H23. 10頃)	生態系モニタリング専門委員会にて検討・修正後の最終案について協議会へ報告するための協議を行う。
第29回協議会 (H23. 10頃)	最終案について協議・決定
H23.11 ~	自然再生地の整備の実施、試験的維持管理の実施



第4回以降の 管理目標WG

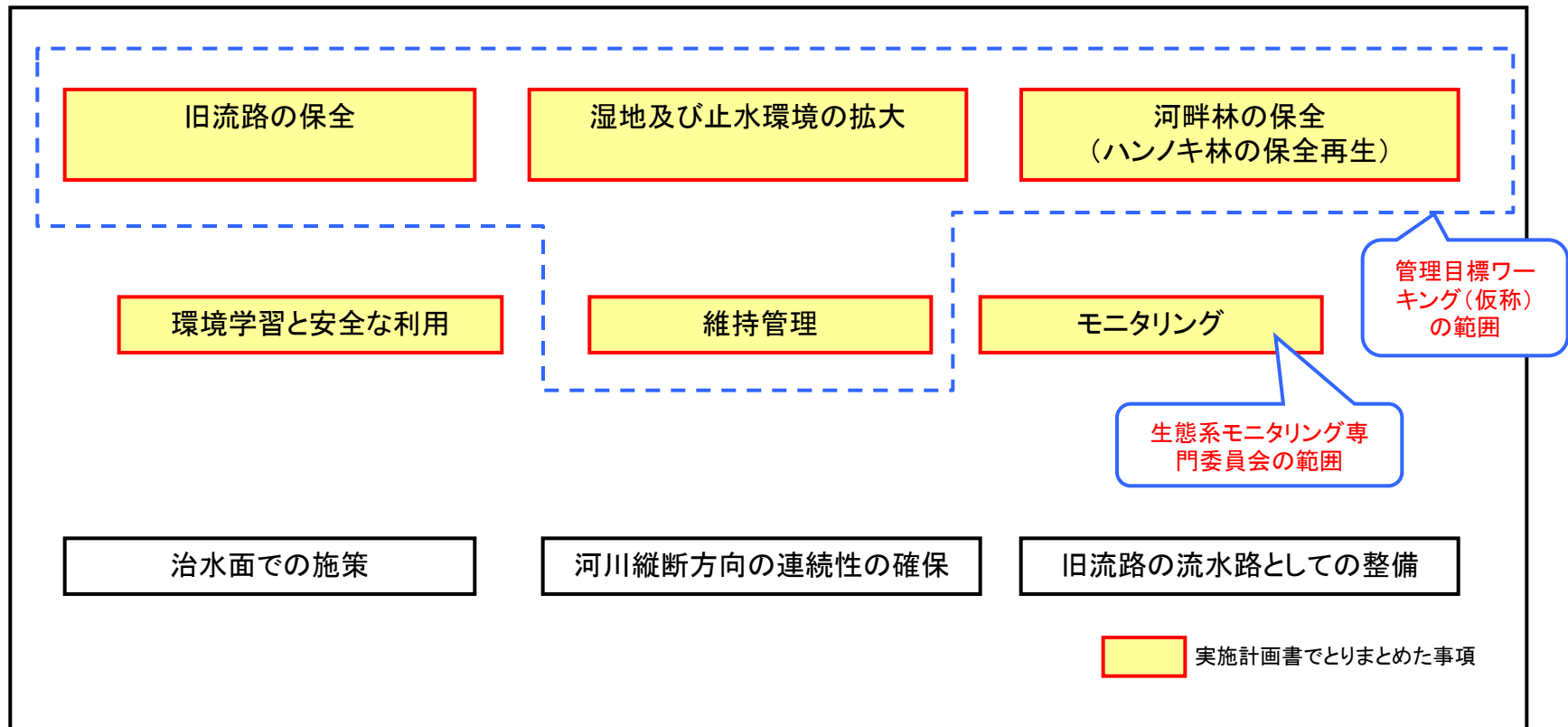
当該年度のワーキングの作業・検討計画を協議会に諮り、実施していく。
※生態系モニタリング専門委員会の自然再生地のモニタリング結果を反映し、作業・検討を進める。

管理目標ワーキング(仮称)について

2. 管理目標ワーキング(仮称)の進め方

(3). 実施計画の内容と組織

- 実施計画書で定めた事項のうち、管理目標WGは「旧流路の保全」、「湿地及び止水環境の拡大」、「河畔林の保全（ハンノキ林の保全再生）」、「維持管理」の事項を対象として検討を行います。
- 生態系モニタリング専門委員会は協議会の設置要綱に基づき設置される組織ですが、管理目標WGは設置要綱に基づく組織ではなく、協議会委員の自由な参加による作業・検討組織です。検討した結果は、運営委員会を経て協議会に諮り決定することとなります。

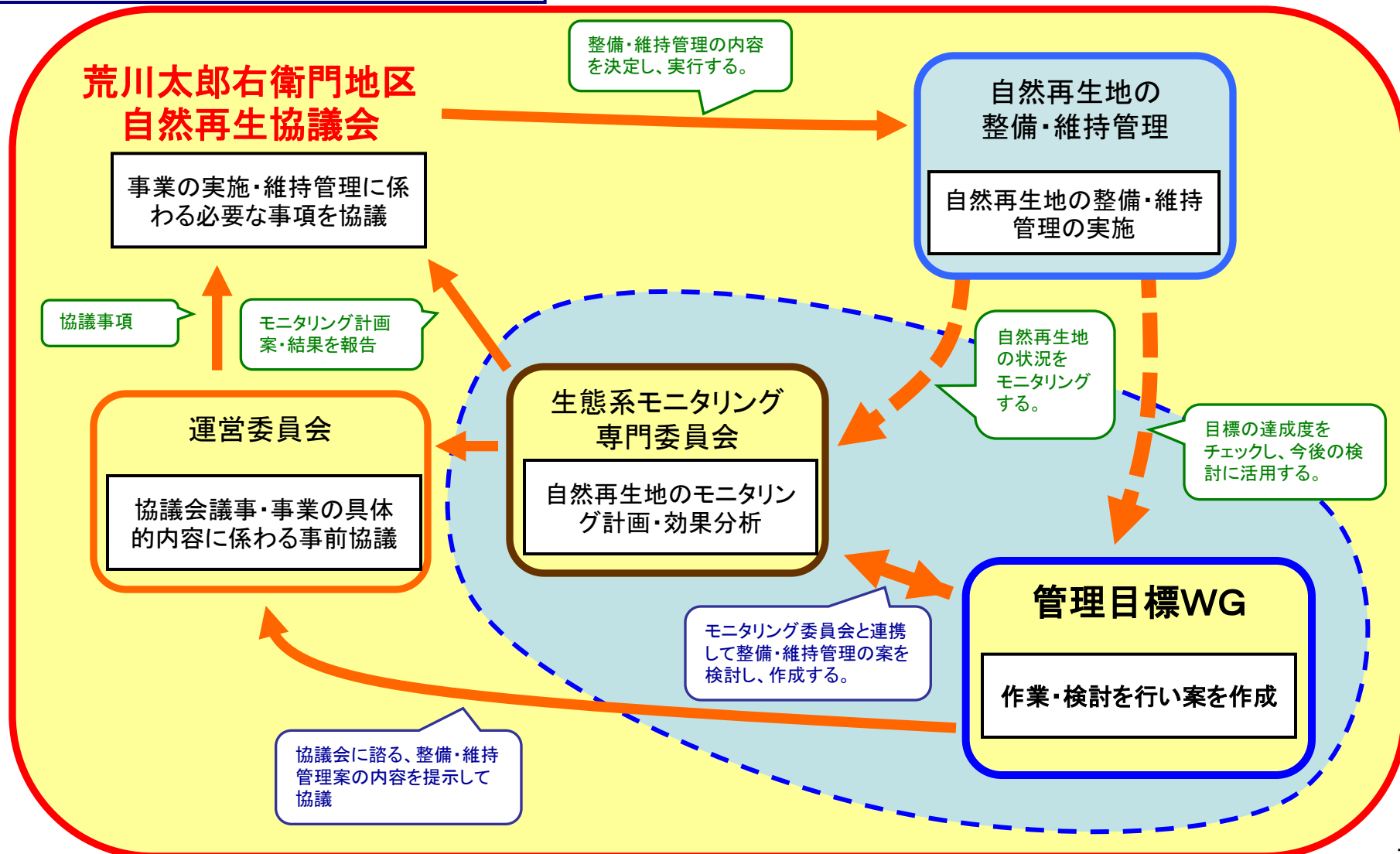


管理目標ワーキング(仮称)について

2. 管理目標ワーキング(仮称)の進め方

(4). 各組織の関連

管理目標WGは、生態系モニタリング専門委員会と連携して、管理目標の案を作成し、協議会に提示する。



荒川太郎右衛門地区自然再生協議会設置要綱(案)

第1章 総則

(設置)

第1条 自然再生推進法(平成14年法律第148号(12月11日公布))第8条に規定する自然再生協議会を設置する。

(名称)

第2条 この自然再生協議会は、荒川太郎右衛門地区自然再生協議会(以下「協議会」と称する)という。

(自然再生事業対象地区)

第3条 協議会で、協議対象とする自然再生事業対象地区は、荒川水系荒川50.4kmから54.0km間右岸に存する荒川旧流路および連担する地区とする。
2 自然再生事業対象地区の名称を太郎右衛門自然再生地という。

第2章 目的および協議会所掌事務

(目的)

第4条 太郎右衛門自然再生地における自然再生事業を実施するに当たり、構想策定や調査設計など、初期の段階から事業実施、実施後の維持管理に至るまで、必要となる協議を行うことを目的とする。

(協議会所掌事務)

第5条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 太郎右衛門自然再生地の自然再生全体構想の作成を行う。
- (2) 太郎右衛門自然再生地の自然再生事業実施計画の案の協議を行う。
- (3) 太郎右衛門自然再生地の自然再生事業の実施に係る連絡調整を行う。
- (4) 太郎右衛門自然再生地の自然再生事業の実施箇所の維持管理に係る連絡調整を行う。

第3章 委員

(委員)

第6条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 公募による地域住民および団体若しくは法人の代表者
- (2) 地域の自然環境に関し専門的知識を有する者
- (3) 関係地方公共団体の職員
- (4) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、本要綱を規定する日から平成23年3月31日までとする。ただし、任期経過後、新たな委員が決定するまでの間は、会長が必要と認めた場合、当該任期の終了した委員がその職務を行うことができるものとする。

3 第1項第1号に掲げる委員の任期期限を経過した後の委員は、任期が経過する日までに、地域住民および団体若しくは法人の代表者に対し公募を行う。

4 委員の再任は、妨げない。

(途中参加委員)

第7条 協議会の委員から推薦があり、第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意が得られた場合に、委員となることができる。

2 途中参加委員となろうとする者が、第16条に規定する事務局に、途中参加委員となる意思表示を行い、第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意が得られた場合に、委員となることができる。

3 途中参加委員の任期は、第6条に規定する委員の任期と同じとする。

(委員資格の喪失)

第8条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡、失踪の宣告又は委員が属する団体若しくは法人の解散
- (3) 解任

(辞任)

第9条 委員は、やむを得なき事由ある場合は、辞任することができる。なお、辞任しようとする者は、第15条に規定する運営事務局に連絡しなければならない。

(解任)

- 第10条 この協議会の名誉を傷つけまたはこの協議会の目的若しくは、自然再生推進法および自然再生推進法に規定する自然再生基本方針に反する行為があったときは、第12条に規定する協議会の会議の出席委員の過半数以上で議決し、解任することができる。
- 2 除名されようとする者には、第12条に規定する協議会の会議にて、議決する前に、弁明する機会が与えられなければならない。

第4章 会長および副会長

(会長および副会長)

- 第11条 協議会に会長および副会長を各1名置き、委員の互選によりこれを規定する。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。
- 4 任期経過後、後任の会長及び副会長が決定するまでは、その職務を継続する。

第5章 会議および専門委員会

(協議会の会議)

- 第12条 協議会の会議は、会長が召集する。
- 2 協議会の会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合若しくは、委員より専門的知見を有する者の意見聴取の発議があり第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得た場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。
- 4 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的協議を必要と認める場合若しくは、委員より専門的協議の発議があり第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得た場合、協議会の会議と別に専門委員会を設置し専門的協議を要請することができる。

(専門委員会)

- 第13条 専門委員会の専門委員は、協議会に参加するものから選任する。
- 2 専門委員会は、議事の進行に際し必要となる専門的知見を有する者の意見を聴取することができる。
- 3 専門委員会は、協議会から付託される専門的事項について協議し、第12条に規定する協議会の会議に報告する。

(公開)

- 第14条 協議会の会議および専門委員会は、原則公開とする。
- 2 協議会の会議および専門委員会の開催について、荒川上流河川事務所ホームページでの公開を行うとともに、記者発表を行う。
- 3 協議会の会議および専門委員会の資料は、荒川上流河川事務所ホームページでの公開を行う。
- 4 協議会の会議および専門委員会の議事録は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、荒川上流河川事務所ホームページでの公開を行う。

第6章 運営委員会

(運営委員会)

- 第15条 協議会の円滑な運営に資するために運営委員会を設ける。詳細については、別途、運営委員会規約を定める。

第7章 事務局

(事務局)

- 第16条 協議会の会務を処理するために荒川上流河川事務所に事務局を設ける。

(事務局の所掌事務)

- 第17条 事務局は、協議会の庶務を行う。

第8章 補則

(要綱施行)

- 第18条 この要綱に規定することの外、要綱施行および協議会の運営に関して必要な事項は、第12条に規定する協議会の会議の合意を経て、会長が別に規定する。

(要綱改正)

- 第19条 この要綱は、第12条に規定する協議会の会議の合意を経なければ、改正することはできない。
- 2 改正に関する協議をするときは、以下に掲げるときとする。
- (1) 協議会の委員の発議により第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得たとき。

参考:協議会設置要綱 第12条細則（生態系モニタリング専門委員会）

（設置）

第1条 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会 設置要綱(以下「協議会設置要綱」と称する)第12条4項に定められる専門委員会を設置する。

- 2 この生態系モニタリング専門委員会の運営に関しては、協議会設置要綱に定めるもののほか、協議会設置要綱第17条に基づき、この細則に定めるところによる。

（名称）

第2条 本専門委員会は、荒川太郎右衛門地区自然再生協議会生態系モニタリング専門員会(以下「生態系モニタリング専門委員会」と称する)という。

（目的）

第3条 生態系モニタリング専門委員会は、太郎右衛門自然再生地における自然再生事業を実施するにあたり、モニタリングにおける、①評価指標、調査手法等の設定、②モニタリング調査計画の立案・指導・助言、③自然再生目標に対する整備後の効果分析を行うことを目的とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 生態系モニタリング専門員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選によりこれを規程する。

- 2 委員長は生態系モニタリング専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、必要に応じ委員長の職務を代行する。

（任期）

第5条 協議会設置要綱 第3章 第6条 2項に示す任期と同一とする。

（生態系モニタリング専門委員会の会議）

第6条 生態系モニタリング専門委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 生態系モニタリング専門委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

（事務局）

第7条 生態系モニタリング専門委員会の会務を処理するために生態系モニタリング専門委員会事務局を設ける。

- 2 生態系モニタリング専門委員会事務局は、国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所に置く。
- 3 協議会の委員は、生態系モニタリング専門員会の事務局に参加することができる。
- 4 生態系モニタリング専門委員会事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 第6条に規程する生態系モニタリング専門員会の会議の議事について協議する。
- (2) 第6条に規程する生態系モニタリング専門委員会の進行について協議する。
- (3) 生態系モニタリング専門委員会の会議の議事録および議事要旨の作成を行う。
- (4) 生態系モニタリング専門委員会から付託される生態系モニタリング専門委員会の運営に関する事項について協議する。

付則 この細則は平成16年10月31日から施行する。

参考: 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会運営委員会規約

(設置)

第1条 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会 設置要綱(平成19年10月21日施行)第15条に規定する運営委員会を設置する。

(名称)

第2条 本会は、荒川太郎右衛門地区自然再生協議会運営委員会(以下「運営委員会」と称する)という。

(目的)

第3条 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会(以下「協議会」と称する)の円滑な運営に資することを目的とする。

(運営委員会所掌事務)

第4条 運営委員会は次に掲げる事務を行う。

- (1) 協議会の議事に関すること
- (2) 自然再生事業の具体的内容に係わる事前協議
- (3) その他

(委員)

第5条 運営委員は、協議会委員から選出する。

- 2 運営委員の任期は、協議会委員の任期と同一とする。ただし、任期経過後、新たな委員が決定するまでの間は、会長が必要と認めた場合、当該任期の終了した委員がその職務を行うことができるものとする。

(会長)

第6条 運営委員会に会長を1名置く。会長は、協議会会長とする。

- 2 会長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、会長が指名した運営委員が会長の職務を代理する。
- 4 会長は、任期経過後、後任の会長が決定するまでは、その職務を継続する。

(運営委員会)

第7条 運営委員会は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 運営委員会の会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 運営委員会は、原則公開とする。

(報告)

第8条 運営委員会の内容は、協議会へ報告する。

(事務局)

第9条 運営委員会の事務を処理するため、国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所に事務局を置く。

(規約改正)

第10条 この規約を改正する必要があると認められたときは、協議会の合意を得てこれを行うことができる。

(雑則)

第11条 この規約の定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、協議会に諮って定める。

付則 この細則は平成19年10月21日から施行する。